

◎鳥獣による農林水産業等に係る被害

の防止のための特別措置に関する法

律（平成一九年二月二日法律第一三四号）（衆）

一、提案理由（平成一九年二月一日・衆議院本会議）

○宮腰光寛君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案は、農山漁村地域において鳥獣による被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、農林水産大臣は、鳥獣による被害を防止するための基本指針を定めるものとする。

第二に、市町村は、基本指針に即して、単独または共同して、被害防止計画を定めることができるものとする。

第三に、被害防止計画を定めた市町村は、都道府県にかわり、

被害防止のため、鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けるなど被害防止のための所要の措置を講ずるものとする。

また、附則において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議（平成一九年二月一日）

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適

切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずるべきである。

右決議する。

二、参議院農林水産委員長報告

(平成一九年二月一四日)

○郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていくにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長宮腰光寛君より趣旨説明を聴取した後、被害防止対策において鳥獣

の保護管理に留意する必要性、専門家の育成、他の災害補償制度との連携等総合的な取組の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年二月三日)

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となつている。

よつて、政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずること。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。